

平成 27 年 8 月 31 日  
総務省北海道管区行政評価局

## 「避難所等の指定及び運営に関する実態調査」の実施

総務省北海道管区行政評価局では、地域住民の生活に密着した行政上の問題について、行政運営の改善を図るための調査（地域計画調査）を自ら企画、実施しています。

今回、行政運営の改善に向けた取組の一環として、災害発生時における住民の安全及び生活環境等の確保を図る観点から、避難所等の指定及び運営の実態を調査し、その現状と課題を明らかにするため、別紙のとおり、「避難所等の指定及び運営に関する実態調査」を実施することになりましたので、お知らせします。

### 【本件に関する照会先】

総務省北海道管区行政評価局  
第二部第一評価監視官室 大弓(おおゆみ)、間(はざま)  
電 話 : 011-709-2311 (内線 3142)  
ファクス : 011-709-1843  
Eメール : hkd21@soumu. go. jp

# 避難所等の指定及び運営に関する実態調査

## 調査の背景等

- 災害時の一時避難場所及び避難所は、大雨、洪水、地震、津波等による災害の発生に際し、住民の生命の安全を確保する施設として重要な役割
- 市町村は、従来から、市町村地域防災計画において地域ごとに避難所を定めているものの、明確な基準に基づくものではないため、平成23年3月に発生した東日本大震災の際には、避難者の心身の健康の維持や高齢者、障害者に対する配慮の必要性など、避難所について種々の課題が指摘

- 平成25年6月、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)が改正され、市町村長による指定避難所等の指定制度が設けられるとともに、指定に係る基準が示された。内閣府は、同年8月、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を作成し、避難所の体制、物資の備蓄、災害発生時の運営等について望ましい対応のあり方を提示
- 平成27年7月、防災基本計画が修正され、指定避難所等の指定を終えていない市町村について、速やかに指定を終えるよう努めることとされている。

- 内閣府が実施した「避難所の運営等に関する実態調査」(市区町村アンケート調査)によると、平成26年10月1日現在、指定避難所を指定しているものは全国1,741市町村のうち944市町村(54.2%)に止まっている。また、北海道においては、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しているものは179市町村のうち18市町村(10.1%)と指定が進まず

災害発生時における住民の安全及び生活環境の確保を図る観点から、避難所等の指定及び運営の実態を調査し、現状と課題を明らかにするため実施

## 調査項目

- 1 避難所等の指定状況(指定避難所等の指定状況、指定避難所等の周知状況)
- 2 避難所の運営体制の整備状況(避難所の運営体制、物資等の供給体制、要配慮者に対する支援体制等)
- 3 その他

## 調査対象機関

北海道、市町村

## 調査実施期間

平成27年8月～11月  
(11月中に調査結果を公表予定)

## 参考

### ○ 避難所等の指定に係る関係法令

#### ◎ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

##### （指定緊急避難場所の指定）

第49条の4 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

##### （指定避難所の指定）

第49条の7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民という。」）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

### ○ 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」

災害対策基本法の一部改正により、市町村には、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施することが求められるが、その取組にあたっての参考となるよう、内閣府が、平成25年8月に、市町村を対象に生活環境の確保に関する事項を指針として示したもの。

<構成>

#### 第1 平常時における対応

避難所の組織体制と応援体制の整備、避難所の指定、指定避難所等の周知、避難所における備蓄等及び避難所運営の手引（マニュアル）の作成

#### 第2 発災後における対応

避難所の設置と機能整備、避難所リスト及び避難者名簿の作成、避難所の運営主体、福祉避難所の管理・運営、食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮等、被災者への情報提供 等

### ○ 指定避難所の指定状況

#### ・ 避難所の指定施設数等（全国）

市町村数（n=1,741）	指定施設数
944市町村（54.2%）	48,014施設

（注）1 「避難所の運営等に関する実態調査」（平成27年3月 内閣府）による。

2 平成26年10月1日現在の施設数。

#### ・ 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している北海道内の市町村（平成26年10月） 18市町村（10.8%）

（注）「北海道防災対策推進計画」（平成27年3月 北海道）による。